

昭和五十一年運輸省令第三号

船舶油濁等損害賠償保障法施行規則

油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二十八条第一項及び第二項の規定に基づき、油濁損害賠償保障法施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（船舶内の場所）

第二条 法第二条第十四号イの国土交通省令で定めるタンカー内の場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 貨物艙内
- 二 燃料タンク内
- 三 スロップタンク内

（混合物）

第三条 法第二条第十四号イの国土交通省令で定める混合物は、次に掲げる混合物とする。

- 一 水バラストであって貨物油又は燃料油を含むもの
- 二 貨物艙の洗浄水であって貨物油又は燃料油を含むもの
- 三 ビルジであって燃料油を含むもの

（特定海域）

第四条 法第十三条第二項の国土交通省令で定める海域は、次に掲げる海域とする。

- 一 東京湾（千葉県洲崎灯台から神奈川県剣埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）
- 二 伊勢湾（愛知県渥美郡渥美町大山三角点から三重県石鏡灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）
- 三 瀬戸内海（和歌山県紀伊日ノ御燈灯台から徳島県蒲生田岬灯台まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線、山口県六連島灯台から五六度四、八〇〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山口県六連島鶴ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から福岡県和合良島島頂まで引いた線、同島頂から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三〇分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）

（タンカー保障契約証明書の交付の申請）

第五条 法第十七条第一項の書面（以下「タンカー保障契約証明書」という。）の交付を受けようとする者は、第一号様式による保障契約証明書交付申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 タンカー保障契約証明書の交付の申請は、当該タンカー保障契約証明書に係る保障契約における保障期間の開始日（当該保障契約について既にタンカー保障契約証明書の交付を受けている場合において、当該タンカー保障契約証明書の有効期間が満了していないときは、当該有効期間の満了する日）の三月前からすることができる。

3 第一項の申請を代理人により行う場合にあっては、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。

（タンカー保障契約証明書の再交付の申請）

第六条 法第十七条第四項の再交付を受けようとする者は、第二号様式による保障契約証明書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請を、タンカー保障契約証明書が損傷し、又はその識別が困難となったことによりしようとする者は、遅滞なく、当該タンカー保障契約証明書を地方運輸局長に返納しなければならない。

3 地方運輸局長は、タンカー保障契約証明書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失したタンカー保障契約証明書が無効であることを告示する。

4 前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

（手数料）

第七条 第五条第一項の規定によるタンカー保障契約証明書の交付又は前条第一項の規定によるタンカー保障契約証明書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

一 交付の申請 タンカー保障契約証明書一枚につき七千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、六千九百円）

二 再交付の申請 タンカー保障契約証明書一枚につき六千円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、五千九百円）

2 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を第五条第一項又は前条第一項の申請書に貼って納付しなければならない。

（タンカー保障契約証明書の様式）

第八条 タンカー保障契約証明書の様式は、第三号様式による。

（タンカー保障契約証明書の有効期間）

第九条 タンカー保障契約証明書の有効期間は、交付又は再交付の日（交付の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合又は当該保障契約について既にタンカー保障契約証明書の交付を受けている場合において、新たに交付を受けたタンカー保障契約証明書の交付の日が既に交付を受けているタンカー保障契約証明書（以下「旧タンカー保障契約証明書」という。）の有効期間の満了する日前であるときにあっては、それぞれ当該保障契約の保障期間の開始日又は旧タンカー保障契約証明書の有効期間の満了する日の翌日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が当該交付又は再交付の日から一年を超える場合は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、タンカー保障契約証明書の有効期間の満了前に当該タンカー保障契約証明書に係る保障契約が効力を失うこととなったときは、当該タンカー保障契約証明書もその時において効力を失う。

（タンカー保障契約証明書の記載事項の変更の届出）

第十条 法第十八条第一項の変更の届出を行おうとする者は、第四号様式による保障契約証明書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 第五条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

(特定油量の報告)

第十一条 法第二十八条第一項又は第二項の規定により報告を行おうとする者は、毎年二月十五日までに、第五号様式による報告書を提出しなければならない。

(一般船舶等保障契約証明書の交付の申請)

第十二条 法第四十四条において準用する法第十七条第一項の書面（以下「一般船舶等保障契約証明書」という。）の交付を受けようとする者は、第一号様式による保障契約証明書交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 一般船舶等保障契約証明書の交付の申請は、当該一般船舶等保障契約証明書に係る保障契約における保障期間の開始日（当該保障契約について既に一般船舶等保障契約証明書の交付を受けている場合において、当該一般船舶等保障契約証明書の有効期間が満了していないときは、当該有効期間の満了する日）の三月前からすることができる。

3 第五条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

(一般船舶等保障契約証明書の再交付の申請)

第十三条 法第四十四条において準用する法第十七条第四項の再交付を受けようとする者は、第二号様式による保障契約証明書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請を、一般船舶等保障契約証明書が損傷し、又はその識別が困難となったことによりしようとする者は、遅滞なく、当該一般船舶等保障契約証明書を地方運輸局長に返納しなければならない。

3 地方運輸局長は、一般船舶等保障契約証明書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失した一般船舶等保障契約証明書が無効であることを官報に公示する。

4 第五条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

(手数料)

第十四条 第十二条第一項の規定による一般船舶等保障契約証明書の交付又は前条第一項の規定による一般船舶等保障契約証明書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

一 交付の申請 一般船舶等保障契約証明書一枚につき七千円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、六千九百円）

二 再交付の申請 一般船舶等保障契約証明書一枚につき六千円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、五千九百円）

2 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を第十二条第一項又は前条第一項の申請書に貼って納付しなければならない。

(一般船舶等保障契約証明書の様式)

第十五条 一般船舶等保障契約証明書の様式は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による。

一 法第四十一条第一項第一号に規定する第一種特定船舶 第六号様式

二 法第四十一条第一項第二号に規定する第二種特定船舶 第七号様式

(一般船舶等保障契約証明書の有効期間)

第十六条 一般船舶等保障契約証明書の有効期間は、交付又は再交付の日（交付の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合又は当該保障契約について既に一般船舶等保障契約証明書の交付を受けている場合において、新たに交付を受けた一般船舶等保障契約証明書の交付の日が既に交付を受けている一般船舶等保障契約証明書（以下「旧一般船舶等保障契約証明書」という。）の有効期間の満了する日前であるときにあっては、それぞれ当該保障契約の保障期間の開始日又は旧一般船舶等保障契約証明書の有効期間の満了する日の翌日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が当該交付又は再交付の日から一年を超える場合は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、一般船舶等保障契約証明書の有効期間の満了前に当該一般船舶等保障契約証明書に係る保障契約が効力を失うこととなったときは、当該一般船舶等保障契約証明書もその時において効力を失う。

(一般船舶等保障契約証明書の記載事項の変更の届出)

第十七条 法第四十四条において準用する法第十八条第一項の変更の届出を行おうとする者は、第四号様式による保障契約証明書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 第五条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

(保障契約の締結を証する書面)

第十八条 法第四十五条第三項の保障契約の締結を証する書面は、一般船舶に係る次に掲げる事項（同項に規定する保障契約の契約書の写しに記載されている事項を除く。）を証する書面とする。

一 名称

二 船舶番号又は信号符字

三 国際海事機関船舶識別番号

四 国籍

五 総トン数

六 保障契約の有効期間

七 保障契約が一般船舶等油濁損害（法第二条第十六号ロに掲げるものを除く。次号並びに第二十七条第十三号ニ及びホにおいて同じ。）を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約であること。

八 保障契約による一般船舶等油濁損害を填補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額

(難破物保障契約証明書の交付の申請)

第十九条 法第五十二条において準用する法第十七条第一項の書面（以下「難破物保障契約証明書」という。）の交付を受けようとする者は、第一号様式による保障契約証明書交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 難破物保障契約証明書の交付の申請は、当該難破物保障契約証明書に係る保障契約における保障期間の開始日（当該保障契約について既に難破物保障契約証明書の交付を受けている場合において、当該難破物保障契約証明書の有効期間が満了していないときは、当該有効期間の満了する日）の三月前からすることができる。

3 第五条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

(難破物保障契約証明書の再交付の申請)

第二十条 法第五十二条において準用する法第十七条第四項の再交付を受けようとする者は、第二号様式による保障契約証明書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請を、難破物保障契約証明書が損傷し、又はその識別が困難となったことによりしようとする者は、遅滞なく、当該難破物保障契約証明書を地方運輸局長に返納しなければならない。

- 3 地方運輸局長は、難破物保障契約証明書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失した難破物保障契約証明書が無効であることを官報に公示する。
- 4 第五条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。
(手数料)
- 第二十一条** 第十九条第一項の規定による難破物保障契約証明書の交付又は前条第一項の規定による難破物保障契約証明書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。
- 一 交付の申請 難破物保障契約証明書一枚につき七千円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、六千九百円）
 - 二 再交付の申請 難破物保障契約証明書一枚につき六千円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、五千九百円）
- 2 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を第十九条第一項又は前条第一項の申請書に貼って納付しなければならない。
(難破物保障契約証明書の様式)
- 第二十二条** 難破物保障契約証明書の様式は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による。
- 一 法第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶 第八号様式
 - 二 法第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶 第九号様式
- (難破物保障契約証明書の有効期間)
- 第二十三条** 難破物保障契約証明書の有効期間は、交付又は再交付の日（交付の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合又は当該保障契約について既に難破物保障契約証明書の交付を受けている場合において、新たに交付を受けた難破物保障契約証明書の交付の日が既に交付を受けている難破物保障契約証明書（以下「旧難破物保障契約証明書」という。）の有効期間の満了する日前であるときにあっては、それぞれ当該保障契約の保障期間の開始日又は旧難破物保障契約証明書の有効期間の満了する日の翌日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が当該交付又は再交付の日から一年を超える場合は、一年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、難破物保障契約証明書の有効期間の満了前に当該難破物保障契約証明書に係る保障契約が効力を失うこととなったときは、当該難破物保障契約証明書もその時において効力を失う。
(難破物保障契約証明書の記載事項の変更の届出)
- 第二十四条** 法第五十二条において準用する法第十八条第一項の変更の届出を行おうとする者は、第四号様式による保障契約証明書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 第五条第三項の規定は、前項の届出について準用する。
(保障契約の締結を証する書面)
- 第二十五条** 法第五十三条第三項の保障契約の締結を証する書面は、一般船舶に係る次に掲げる事項（同項に規定する保障契約の契約書の写しに記載されている事項を除く。）を証する書面とする。
- 一 名称
 - 二 船舶番号又は信号符号
 - 三 国際海事機関船舶識別番号
 - 四 国籍
 - 五 総トン数
 - 六 保障契約の有効期間
 - 七 保障契約が難破物除去損害（我が国の領域内における法第二条第十七号イからハまでに掲げる措置に要する費用の負担により生ずる損害に限る。次号並びに第二十七条第十三号ニ及びホにおいて同じ。）を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約であること。
 - 八 保障契約による難破物除去損害を填補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額
- (保障契約情報の通報の方法)
- 第二十六条** 法第五十八条第一項前段の規定による本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港（特定海域への入域を除く。以下この項、次項、第三項及び次条第九号において同じ。）をしようとする特定船舶（特定海域に入域をするタンカー及び一般船舶を除く。）の船長が行う通報は、本邦内の港に入港をする日の前日（その日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い行政機関の休日でない日。以下この条において同じ。）の正午までに入港をしようとする本邦内の港を管轄する地方運輸局長に対して行うものとする。
- 2 法第五十八条第一項前段の規定による本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする特定船舶であって本邦内の港に入港をする予定のあるものの船長が行う通報は、特定海域に入域をする日の前日の正午までに、特定海域への入域後に入港をしようとする本邦内の港を管轄する地方運輸局長に対して行うものとする。
- 3 法第五十八条第一項前段の規定による本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする特定船舶であって本邦内の港に入港をする予定のないものの船長が行う通報は、特定海域に入域をする日の前日の正午までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める地方運輸局長に対して行うものとする。
- 一 東京湾に入域をしようとする場合 関東運輸局長
 - 二 伊勢湾に入域をしようとする場合 中部運輸局長
 - 三 紀伊水道から瀬戸内海に入域をしようとする場合 近畿運輸局長
 - 四 豊後水道又は関門海峡から瀬戸内海に入域をしようとする場合 九州運輸局長
- 4 前各項の規定にかかわらず、法第五十八条第一項の規定による通報は、前各項の通報を行った特定船舶について入港をしようとする本邦内の港を変更する必要が緊急に生じた場合その他やむを得ない事情があると地方運輸局長が認める場合は、本邦内の港に入港をする日の前日の正午以後に行うことができる。
- 5 法第五十八条第一項後段の規定による保障契約情報の変更の通報は、当該保障契約情報に変更があった場合に、直ちに、当該保障契約情報の通報を行った地方運輸局長に対して行うものとする。
(保障契約情報の通報事項)
- 第二十七条** 法第五十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、特定船舶に係る次に掲げるものとする。
- 一 名称
 - 二 船舶番号又は信号符号
 - 三 国際海事機関船舶識別番号
 - 四 国籍

- 五 船籍港
- 六 総トン数
- 七 船舶所有者（総トン数が千トン以下の一般船舶にあっては、船舶所有者等。次号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- 八 船長又は船舶所有者の代理人の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- 九 入港をしようとする本邦内の港の名称及び予定日時
- 十 入域をしようとする特定海域の入域の位置及び入域の予定日時
- 十一 保障契約の締結の有無
- 十二 タンカー保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第七条第十二項に規定する証明書、一般船舶等保障契約証明書、燃料油条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する燃料油条約の附属書の様式による書面、外国が交付した燃料油条約第七条第十四項に規定する証明書、難破物保障契約証明書、難破物除去条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する難破物除去条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した難破物除去条約第十二条第十四項に規定する証明書（以下「タンカー保障契約証明書等」という。）を有している場合にあっては、当該タンカー保障契約証明書等の番号
- 十三 タンカー保障契約証明書等を有していない場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 保険者等の氏名又は名称
 - ロ 保障契約の契約書の番号
 - ハ 保障契約の有効期間
 - ニ 保障契約が一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約であるか否か。
 - ホ 保障契約において一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害を填補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額
- 十四 過去一年間における本邦内の港への入港の実績
- 十五 国土交通省との連絡方法
（やむを得ない事由）

第二十八条 法第五十八条第三項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、特定船舶に係る次に掲げるものとする。

- 一 荒天又は異常な気象若しくは海象のため、当該特定船舶に急迫した危難があること。
 - 二 船体又は機関の重大な損傷により、当該特定船舶に急迫した危難があること。
 - 三 当該特定船舶内にある者が重傷病を負い、速やかに、医師による診察又は処置を受けさせる必要があること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該特定船舶に急迫した危難があること。
- 2 法第五十八条第三項の規定により本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をした特定船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項について、入港後直ちに、入港をした本邦内の港を管轄する地方運輸局長（特定海域に入域した場合にあっては、第二十六条第三項各号に掲げる地方運輸局長）に対して行うものとする。
（立入検査をする職員の身分証票）

第二十九条 法第五十九条第二項の職員の身分を示す証票は、第十号様式による。

（締約国への報告の方法）

第三十条 法第六十一条第一項の規定による報告は、電信、電話その他のなるべく早く到達するような手段により行うものとする。

（締約国への報告事項）

第三十一条 法第六十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、当該タンカー又は一般船舶に係る次に掲げるものとする。

- 一 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 難破物の位置
- 三 難破物の種類、大きさ及び構造
- 四 難破物の状態（損害の程度を含む。）
- 五 危険物、有害物その他の貨物の性質及び量
- 六 積載されている油の種類及び量
- 七 前各号に掲げるもののほか、難破物除去条約第六条の規定による決定をするために必要なもの

（法第六十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める者）

第三十二条 法第六十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める者は、難破物除去条約第一条第九項に規定する運航者とする。

（権限の委任）

第三十三条 法第十七条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十八条並びに第十九条（これらの規定を法第四十四条及び第五十二条において準用する場合を含む。）並びに法第五十八条第一項及び第三項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長が行うものとする。

2 法第五十九条第一項及び第二項並びに第六十条に規定する国土交通大臣の権限は、当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長も行うことができる。

附 則

この省令は、法の一部の施行の日（昭和五十一年一月二十六日）から施行する。

附 則 （昭和五十一年八月二日運輸省令第三五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附 則 （昭和五五年一月一七日運輸省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五六年三月三〇日運輸省令第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附 則 （昭和五九年六月二日運輸省令第一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海海運局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附 則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月三一日運輸省令第一二号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 3 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月二二日運輸省令第二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月二九日運輸省令第九号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三〇日運輸省令第一二号） 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年一二月二二日運輸省令第五二号）

この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律附則第一条第一号に定める日（平成六年十一月二十二日）から施行する。

附 則（平成八年二月二日運輸省令第七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十三号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に定める日（平成八年五月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 運輸大臣は、この省令の公布の日以後施行日前までは、船舶（千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（以下「千九百九十二年責任条約」という。）の締約国である外国の国籍を有する船舶及び改正法第二条の規定による改正後の油濁損害賠償保障法（以下「新法」という。）第二条第六号イに規定する政令で定める油の輸送の用に供している船舶を除く。）について新法第十四条に規定する保障契約（当該契約の保障期間の満了する日が施行日以後であるものに限る。）を保険者等と締結している者の申

請があったときは、別記様式一（当該船舶が油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締約国である外国の国籍を有する船舶である場合にあっては、別記様式二）による保障契約証明書を交付することができる。

- 2 前項の申請をしようとする者は、保障契約証明書の交付の申請書に、保障契約の契約書の写し並びに船舶の国籍及び船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十年法律第四十号）第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンが付して表したトン数を証する書面を添付しなければならない。
-

別記様式 1（附則第 2 条関係）

別記様式 1（附則第 2 条関係）

番号第 号
(Certificate Number)

油による汚染損害についての民事責任に
関する保険その他の金銭上の保証の証明書
CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL
SECURITY IN RESPECT OF CIVIL LIABILITY FOR
OIL POLLUTION DAMAGE

1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する
国際条約第 7 条及び油濁損害賠償保障法第 17 条第 1 項又は
第 18 条第 2 項の規定に従って発行する。

Issued in accordance with the provisions of
Article VII of the International Convention on
Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1969, and
Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of
the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1976.

1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する
国際条約第 7 条及び油濁損害賠償保障法第 17 条第 1 項又は
第 18 条第 2 項の規定に従って発行する。

Issued in accordance with the provisions of
Article VII of the International Convention on
Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1992, and
Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of
the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1976.

船 名 Name of ship	船舶番号又は信号符字 Distinctive number or letters	船 籍 港 Port of registry	所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、1969年の油による汚染損害について
の民事責任に関する国際条約第 7 条の要件を満たす保険証
券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明す
る。

This is to certify that there is in force in
respect of the above-named ship a policy of
insurance or other financial security satisfying
the requirements of Article VII of the International
Convention on Civil Liability for Oil Pollution
Damage, 1969.

上記の船舶に関し、1992年の油による汚染損害について
の民事責任に関する国際条約第 7 条の要件を満たす保険証
券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明す
る。(注) ただし、1995年 5 月 29 日までは証明するものでは
ない。

This is to certify that there is in force in
respect of the above-named ship a policy of
insurance or other financial security satisfying
the requirements of Article VII of the International
Convention on Civil Liability for Oil Pollution
Damage, 1992. This part is not to certify until
29th May, 1995.

保証の種類

Type of Security

保証の期間

Duration of Security

保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所

Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)

氏名又は名称

Name

住所

Address

この証明書は、 から まで効力を有する。

This certificate is valid from until
日本国政府（運輸省）が、東京において 年 月 日に発行し又は証明した。
Issued or certified by the Government of Japan, Ministry of Transport.

At Tokyo, On

運輸大臣 印

Minister for Transport

交付担当者の署名及び官職

Signature and Title of issuing

or certifying official

反対の趣旨が示されていない限り、この証明書の署名又は両条約に基づく責任が保障されていることを証明する。

Unless indicated to the contrary the signature of this certificate certifies that liability under both Convention is covered.

注

1 国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発行が行われる国の権限のある当局の名称をも
記載することができる。

2 保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。

3 保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。

4 「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。

Explanatory Notes:

1. If desired, the designation of the State may include a reference to the competent public authority of the country where
the certificate is issued.

2. If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be
indicated.

3. If security is furnished in several forms, these should be enumerated.

4. The entry Duration of Security must stipulate the date on which such security takes effect.

別記様式 2（附則第 2 条関係）

別記様式 2（附則第 2 条関係）

番号第 号
(Certificate Number)油による汚染損害についての民事責任に
関する保険その他の金銭上の保証の証明書CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL
SECURITY IN RESPECT OF CIVIL LIABILITY FOR
OIL POLLUTION DAMAGE

1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第 7 条及び油濁損害賠償保障法第17条第 1 項又は第18条第 2 項の規定に従って発行する。

Issued in accordance with the provisions of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1992, and Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1976.

船 名 Name of ship	船舶番号又は信号符字 Distinctive number or letters	船 籍 港 Port of registry	所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第 7 条の要件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。(注)ただし、1995年 5 月29日までは証明するものではない。

This is to certify that there is in force in respect of the above-named ship a policy of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1992. This part is not to certify until 29th May, 1995.

保証の種類

Type of Security

保証の期間

Duration of Security

保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所

Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)

氏名又は名称

Name

住所

Address

この証明書は、 から まで効力を有する。

This certificate is valid from until

日本国政府（運輸省）が、東京において 年 月 日に発行し又は証明した。

Issued or certified by the Government of Japan, Ministry of Transport.

At Tokyo, On

運輸大臣 印

Minister for Transport

交付担当者の署名及び官職

Signature and Title of issuing
or certifying official

注

1 国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発行が行われる国の権限のある当局の名称をも記載することができる。

2 保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。

3 保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。

4 「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。

Explanatory Notes:

1. If desired, the designation of the State may include a reference to the competent public authority of the country where the certificate is issued.

2. If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be indicated.

3. If security is furnished in several forms, these should be enumerated.

4. The entry Duration of Security must stipulate the date on which such security takes effect.

附 則（平成九年三月二日運輸省令第一五号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成九年一月二日運輸省令第八二号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年四月二日運輸省令第二五号）

（施行期日）

- 1 この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十三号）附則第一条第四号に定める日（平成十年五月十五日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行前に交付した改正前の第三号様式及び第五号様式による保障契約証明書は、改正後の第三号様式による保障契約証明書とみなす。

附 則（平成一二年三月二日運輸省令第九号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一月二日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年六月二日国土交通省令第七九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一六年三月二日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一月八日国土交通省令第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年三月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第九条まで及び附則第十三条の規定 改正法附則第一条第二号に定める日（平成十六年十二月一日）

二 第二条及び附則第十条の規定 平成十七年四月一日

（経過措置）

第二条 改正法附則第四条第二項の国土交通省令で定める事由は、同条第一項の規定により交付した一般船舶保障証明書に係る保障契約の変更とする。

第三条 一般船舶保障証明書の交付を受けようとする者は、別記様式一による一般船舶保障証明書交付申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 一般船舶保障証明書の交付の申請は、当該一般船舶保障証明書に係る保障契約における保障期間の開始日の三月前からすることができる。

3 第一項の申請を代理人により行う場合にあっては、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第四条 一般船舶保障証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式二による一般船舶保障証明書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請を、一般船舶保障証明書が損傷し、又はその識別が困難となったことによりしようとする者は、遅滞なく、当該一般船舶保障証明書を地方運輸局長に返納しなければならない。

3 地方運輸局長は、一般船舶保障証明書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失した一般船舶保障証明書が無効であることを官報に公示する。

4 前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

第五条 改正法附則第四条第四項の規定により一般船舶保障証明書の交付又は再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手料を納付しなければならない。

一 交付の申請 一般船舶保障証明書一枚につき一万四千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）申請する場合にあっては、一万四千百円）

二 再交付の申請 一般船舶保障証明書一枚につき一万二千八百円（電子情報処理組織により申請する場合にあっては、一万二千七百円）

2 前項の手料は、手数料の額に相当する収入印紙を附則第三条第一項又は前条第一項の申請書にはって納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により前項の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもってすることができる。

第六条 一般船舶保障証明書の様式は、別記様式三による。

第七条 一般船舶保障証明書の有効期間は、改正法の施行の日（当該施行の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合にあっては、当該保障契約の開始日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が改正法の施行の日から一年を超える場合は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、一般船舶保障証明書の有効期間の満了前に当該一般船舶保障証明書に係る保障契約が効力を失うこととなったときは、当該一般船舶保障証明書もその時において効力を失う。

第八条 一般船舶保障証明書の記載事項の変更の届出を行おうとする者は、別記様式四による一般船舶保障証明書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 附則第三条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

第九条 改正法附則第四条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長が行うものとする。

第十条 第二条の規定の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

第十一条 この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の油濁損害賠償保障法施行規則（次条において「旧規則」という。）第三号様式による保障契約証明書は、第一条の規定による改正後の油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式によるものとみなす。

第十二条 この省令の施行の際現にある旧規則第一号様式による保障契約証明書交付申請書、第二号様式による保障契約証明書再交付申請書、第四号様式による保障契約証明書記載事項変更届出書及び第五号様式による特定油受取量報告書は、第一条の規定による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式 1（附則第 3 条関係）

別記様式 1（附則第 3 条関係）

一般船舶保障証明書交付申請書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

下記の船舶について、一般船舶保障証明書の交付を受けたいので、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成16年法律第37号）附則第4条第1項の規定により申請します。

- 1 一般船舶所有者等の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 2 一般船舶保障証明書の交付を受けようとする船舶及びその保障契約の内容

①船名及び船種	
②船舶番号又は信号符字	
③国際海事機関船舶識別番号	
④船舶の国籍	
⑤総トン数	
⑥保障契約の種類	
⑦保障契約の期間	
⑧改正後の船舶油濁損害賠償保障法第39条の5第1項第1号及び第2号の損害に対するてん補・担保の有無	
⑨保障契約によりてん補・担保される額	
⑩保険者等の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあってはその代表者の氏名	
⑪保険者等が改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行令第2条第2項各号のいずれに該当するかの別	(ア)又は(イ)の別を記入
(ア)第1号に該当 〔同条第1項第4号に該当する場合は、 証明書を発行又は公認した外国名〕	証明書を発行又は公認した外国名
(イ)第2号に該当	
⑫保険者等の設立年月日 (⑪(イ)に該当する場合のみ記載。	

⑬から⑯までにおいて同じ。）	
⑬保険者等が事業を行うに当たっての根拠法令並びに当該法令に基づく免許の有無及び種類	根拠法令
	免許の有無
	免許の種類
⑭保険者等の日本における保険金・保証金の支払に係る業務を行う事務所の名称、住所及び連絡先	
⑮保険者等の直前の事業年度におけるこの申請に係る保障契約と同種類の保障契約に係る船舶の隻数及び合計総トン数並びに保険料収入額又は保証料収入額及び保険金支払額又は保証金支払額	加入隻数
	合計総トン数
	収入額
	支払額
⑯保険者等の直前の５事業年度におけるこの申請に係る保障契約と同種類の保障契約を締結した船舶による日本における事故の有無及び概要	事故の有無
	事故の概要
⑰直前の５事業年度において保険者等が事業を行うに当たって監督官庁より受けた法令違反に係る処分の有無及び内容	処分の有無
	処分の内容
⑱直前の事業年度における保険者等に係る損益計算書及び貸借対照表の内容	

手 数 料 納 付 欄

収 入 印 紙

- 注 １ 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
- ２ 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。
- ３ 一般船舶所有者等が申請者と同一の者である場合は、１の欄の記載は要しない。
- ４ ①の船種については、貨物船、旅客船、漁船、バージ等の別を明らかにすること。
- ５ ③については、国際海事機関船舶識別番号が割り当てられている船舶について記載する。
- ６ ⑥については、船主責任相互保険等具体的に記載すること。
- ７ ⑯の事故の概要については、船名、事故発生年月日、保険金又は保証金の支払状況等を記載すること。
- ８ 一の船舶について二以上の保障契約が締結されている場合は、⑥から⑱までの欄については保障契約ごとに記載すること。

- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 10 記入は、固有名詞以外は日本語で記入すること。

別記様式2（附則第4条関係）

一般船舶保障証明書再交付申請書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

下記の船舶について、一般船舶保障証明書の再交付を受けたいので、油濁損害賠償保障
法の一部を改正する法律（平成16年法律第37号）附則第4条第1項の規定により申請します。

- 1 一般船舶所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 2 一般船舶保障証明書の再交付を受けようとする船舶及びその一般船舶保障証明書の内
容

船名及び船種		一般船舶保障証明書 の 番 号	
船舶番号又は 信 号 符 字		一般船舶保障証明書 の 交 付 年 月 日	
国際海事機関 船舶識別番号		一般船舶保障証明書 の 有 効 期 間	
船 舶 の 国 籍			

- 3 一般船舶保障証明書の再交付を受けようとする理由

手 数 料 納 付 欄

収 入 印 紙

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 一般船舶所有者等が申請者と同一の者である場合は、1の欄の記載は要しない。
- 3 国際海事機関船舶識別番号については、当該番号が割り当てられている船舶につ
いて記載する。
- 4 3の欄には、一般船舶保障証明書が滅失し、損傷し、又は識別が困難となった年月
日、場所及び状況を記載するものとし、場所及び状況についてはできる限り詳細に
記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式3（附則第6条関係）

別記様式3（附則第6条関係）

番号第 号
(Certificate Number)

一般船舶保障証明書

CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL SECURITY
FOR SHIPS NOT CARRYING OIL IN BULK AS CARGO

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成16年法律第37号）附則第4条第1項の規定に従って発行する。
Issued in accordance with the provisions of Article 4 paragraph 1 of the supplementary provision of the Law for amendment of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975.

船 名 Name of ship	船舶番号又は信号符字 (及び国際海事機関船舶識別番号) Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	国 籍 Flag	船舶所有者又は船舶賃借人 の氏名又は名称及び住所 Name and address of owner or charterer

上記の船舶に関し、改正後の船舶油濁損害賠償保障法第39条の5の要件を満たす保障契約が締結されていることを証明する。

This is to certify that a contract of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article 39-5 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975, as amended, is concluded in respect of the above-named ship.

保障契約の種類
Type of Security
保障契約により担保される保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額
Guaranteed limit under the Security
保障契約の期間
Duration of Security
保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所
Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)
氏名又は名称
Name
住所
Address

この証明書は、 から まで効力を有する。
This certificate is valid from until .

年 月 日
(date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
Director-General of District
Transport Bureau 印

別記様式 4（附則第 8 条関係）

一般船舶保障証明書記載事項変更届出書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名 印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名 印

郵便番号

電話番号

下記の一般船舶保障証明書について、記載事項の変更があったので、油濁損害賠償保障
法の一部を改正する法律（平成16年法律第37号）附則第4条第1項の規定により届け出ます。

一般船舶保障 証明書の番号	一 般 船 舶 保 障 証明書の交付年月日	一 般 船 舶 保 障 証明書の有効期間	変更事項		変更があった日
			新	旧	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附 則（平成一七年二月二八日国土交通省令第一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年三月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年八月八日国土交通省令第七三号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正前の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による操縦免許証、第五条の規定による改正前の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による耐空証明書、第二十号様式による技能証明書、第二十四号様式による航空身体検査証明書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正前の連合国財産の返還の請求の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正前の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消仮登録証明書及び第十四号様式による輸出予定届出証明書、第十条の規定による改正前の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条に規定する改正前の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正後の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による操縦免許証、第五条の規定による改正後の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による耐空証明書、第二十号様式による技能証明書、第二十四号様式による航空身体検査証明書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正後の連合国財産の返還の請求の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正後の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消仮登録証明書及び第十四号様式による輸出予定届出証明書、第十条の規定による改正後の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票とみなす。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年二月二八日国土交通省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条、第四条及び第五条並びに次条から附則第九条まで及び附則第十一条第一項の規定は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第二条第二項の国土交通省令で定める事由は、同条第一項の規定により交付した書面（以下「相当証書」という。）に係る保障契約の変更とする。

第三条 相当証書の交付を受けようとする者は、別記様式一による相当証書交付申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 相当証書の交付の申請は、当該相当証書に係る保障契約における保障期間の開始日の三月前からすることができる。

3 第一項の申請を代理人により行う場合にあっては、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第四条 相当証書の再交付を受けようとする者は、別記様式二による相当証書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請を、相当証書が損傷し、又はその識別が困難となったことによりしようとする者は、遅滞なく、当該相当証書を地方運輸局長に返納しなければならない。

3 地方運輸局長は、相当証書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失した相当証書が無効であることを官報に公示する。

4 前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

第五条 附則第三条第一項の規定による相当証書の交付又は前条第一項の規定による相当証書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

一 交付の申請 相当証書一枚につき七千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次号において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、六千九百円）

二 再交付の申請 相当証書一枚につき六千円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、五千九百円）

2 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を附則第三条第一項又は前条第一項の申請書に貼って納付しなければならない。

第六条 相当証書の様式は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による。

一 改正法による改正後の船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「新法」という。）第四十一条第一項第一号に規定する第一種特定船舶 別記様式三

二 新法第四十一条第一項第二号に規定する第二種特定船舶 別記様式四

三 新法第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶 別記様式五

四 新法第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶 別記様式六

第七条 相当証書の有効期間は、改正法の施行の日（当該施行の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合にあっては、当該保障契約の開始日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が改正法の施行の日から一年を超える場合は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、相当証書の有効期間の満了前に当該相当証書に係る保障契約が効力を失うこととなったときは、当該相当証書もその時において効力を失う。

第八条 相当証書の記載事項の変更の届出を行おうとする者は、別記様式七による相当証書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 附則第三条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

第九条 改正法附則第二条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長が行うものとする。

第十条 改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて準用する新法第四十四条及び第五十二条の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 改正法附則第四条第二項第一号に掲げる契約に係る改正法による改正前の船舶油濁損害賠償保障法（以下この条において「旧法」という。）第三十九条の七第一項に規定する書面 旧法第三十九条の五（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定

二 改正法附則第四条第二項第二号に掲げる契約に係る旧法第三十九条の七第一項に規定する書面 旧法第三十九条の五の規定

第十一条 改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保障契約証明書は、同条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保障契約証明書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保障契約証明書（前項の規定により第一条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保障契約証明書とみなされたものを含む。）は、同条の規定による改正後の船舶油濁等損害賠償保障法施行規則第三号様式によるタンカー保障契約証明書とみなす。

別記様式 1

（附則第3条関係）

別記様式1（附則第3条関係）

相当証書交付申請書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名 印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名 印

郵便番号

電話番号

下記の船舶について、相当証書の交付を受けたいので、船舶油濁損害賠償保障法の一部
を改正する法律（令和元年法律第18号）附則第2条第1項の規定により申請します。

①船名 及び船 種	②船舶 番号又 は信号 符字	③国際 海事機 関船舶 識別番 号	④船籍 港	⑤総ト ン数	⑥船舶所有者の 氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあってはそ の代表者の氏名	⑦保 障 契 約 の 種 類	⑧保 障 契 約 の 期 間	⑨保障契 約により 填補・担 保される 額	⑩保険者等の氏 名又は名称及び 住所並びに法人 にあってはその 代表者の氏名	⑪備考

手 数 料 納 付 欄

収 入 印 紙

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番又はA列4番とすること。
- 2 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。
- 3 船種については、タンカー、貨物船、バージ等の別を明らかにすること。
- 4 国際海事機関船舶識別番号については、当該番号が割り当てられている船舶につ
いて記載する。
- 5 保障契約の種類欄には、船主責任相互保険等具体的に記載すること。
- 6 一の船舶について二以上の保障契約が締結されている場合は、⑦から⑪までの欄
については保障契約ごとに記載すること。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請
を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。

別記様式2（附則第4条関係）

相当証書再交付申請書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

郵便番号

電話番号

下記の船舶について、相当証書の再交付を受けたいので、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）附則第2条第1項の規定により申請します。

- 1 船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 2 保障契約証明書の再交付を受けようとする船舶及びその保障契約証明書の内容

船名及び船種		相当証書の番号	
船舶番号又は 信号符字		相当証書の交付年月日	
国際海事機関 船舶識別番号		相当証書の有効期間	
船 籍 港			

- 3 相当証書の再交付を受けようとする理由

手 数 料 納 付 欄

収 入 印 紙

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 船舶所有者が申請者と同一の者である場合は、1の欄の記載は要しない。
- 3 国際海事機関船舶識別番号については、当該番号が割り当てられている船舶について記載する。
- 4 3の欄には、相当証書が滅失し、損傷し、又は識別が困難となった年月日、場所及び状況を記載するものとし、場所及び状況についてはできる限り詳細に記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。

別記様式 3
(附則第 6 条関係)

別記様式3（附則第6条関係）

番号第 号
(Certificate Number)

燃料油による汚染損害についての民事責任に関する
保険その他の金銭上の保証の証明書
CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL
SECURITY IN RESPECT OF CIVIL LIABILITY FOR
BUNKER OIL POLLUTION DAMAGE

2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条及び船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）附則第2条第1項の規定に従って発給する。

Issued in accordance with the provisions of Article 7 of the International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001, Article 2 paragraph 1 of the supplementary provision of the Law for amendment of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975.

船名 Name of ship	船舶番号又は信号符字 (及び国際海事機関船舶識別番号) Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	船籍港 Port of registry	所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条の要件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。

This is to certify that there is in force in respect of the above-named ship a policy of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article 7 of the International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001.

保証の種類
Type of Security
保証の期間
Duration of Security
保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所
Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)
氏名又は名称
Name
住所
Address

この証明書は、 から まで効力を有する。
This certificate is valid from until
日本国政府（国土交通省）が、 において 年 月 日に発給した。
Issued by the Government of Japan, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism,
At , On

地方運輸局長
運輸監理部長
Director-General of District
Transport Bureau
発給担当者の署名及び官職
Signature and Title of issuing
or certifying official

- 注
- 1 国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発給が行われる国の権限のある当局の名称をも記載することができる。
 - 2 保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。
 - 3 保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。
 - 4 「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。
 - 5 保険者又は保証提供者の「住所」の欄には、当該保険者又は保証提供者の主たる営業所の所在地を明示しなければならない。適当と認める場合には、保険契約その他の保証契約が行われた営業所の所在地を明示する。

- Explanatory Notes:
1. If desired, the designation of the State may include a reference to the competent public authority of the country where the certificate is issued.
 2. If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be indicated.
 3. If security is furnished in several forms, these should be enumerated.
 4. The entry "Duration of Security" must stipulate the date on which such security takes effect.
 5. The entry "Address" of the insurer(s) and/or guarantor(s) must indicate the principal place of business of the insurer(s) and/or guarantor(s). If appropriate, the place of business where the insurance or other security is established shall be indicated.

別記様式 4
(附則第 6 条関係)

別記様式4（附則第6条関係）

番号第 号
(Certificate Number)

一般船舶等保障契約証明書
CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL SECURITY
IN RESPECT OF CIVIL LIABILITY FOR BUNKER OIL POLLUTION DAMAGE
FOR SHIPS NOT CARRYING OIL IN BULK AS CARGO

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）附則第2条第1項の規定に従って発行する。

Issued in accordance with the provisions of Article 2 paragraph 1 of the supplementary provision of the Law for amendment of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975.

船名 Name of ship	船舶番号又は信号符字 (及び国際海事機関船舶識別番号) Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	船籍港 Port of registry	船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、改正後の船舶油濁等損害賠償保障法第42条の要件を満たす保障契約が締結されていることを証明する。

This is to certify that a contract of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article 42 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975, as amended, is concluded in respect of the above-named ship.

保障契約の種類
Type of Security
保障契約の期間
Duration of Security
保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所
Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)
氏名又は名称
Name
住所
Address

この証明書は、 から まで効力を有する。
This certificate is valid from until

年 月 日
(date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
Director-General of District
Transport Bureau
印

別記様式 5
(附則第 6 条関係)

別記様式5（附則第6条関係）

番号第 号
(Certificate Number)

難破物の除去についての責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書
CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL SECURITY
IN RESPECT OF LIABILITY FOR THE REMOVAL OF WRECKS

2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約第12条及び船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）附則第2条第1項の規定に従って発給する。
Issued in accordance with the provisions of Article 12 of the Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks, 2007, and Article 2 paragraph 1 of the supplementary provision of the Law for amendment of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975.

船名 Name of ship	総トン数 Gross Tonnage	船舶番号又は信号符字 (及び国際海事機関船舶識別番号) Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	船籍港 Port of registry	所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約第12条の要件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。

This is to certify that there is in force in respect of the above-named ship a policy of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article 12 of the Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks, 2007.

保証の種類
Type of Security
保証の期間
Duration of Security
保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所
Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)
氏名又は名称
Name
住所
Address

この証明書は、 から まで効力を有する。
This certificate is valid from until
日本国政府（国土交通省）が、 において 年 月 日に発給した。
Issued by the Government of Japan, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism,
At , On

地方運輸局長
運輸監理部長
Director-General of District
Transport Bureau
発給担当者の署名及び官職
Signature and Title of issuing
or certifying official

- 注
- 1 国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発給が行われる国の権限のある当局の名称をも記載することができる。
 - 2 保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。
 - 3 保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。
 - 4 「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。
 - 5 保険者又は保証提供者の「住所」の欄には、当該保険者又は保証提供者の主たる営業所の所在地を明示しなければならない。適当と認める場合には、保険契約その他の保証契約が行われた営業所の所在地を明示する。

- Explanatory Notes:
1. If desired, the designation of the State may include a reference to the competent public authority of the country where the certificate is issued.
 2. If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be indicated.
 3. If security is furnished in several forms, these should be enumerated.
 4. The entry "Duration of Security" must stipulate the date on which such security takes effect.
 5. The entry "Address" of the insurer(s) and/or guarantor(s) must indicate the principal place of business of the insurer(s) and/or guarantor(s). If appropriate, the place of business where the insurance or other security is established shall be indicated.

別記様式 6
(附則第 6 条関係)

別記様式6（附則第6条関係）

番号第 号
(Certificate Number)

難破物保障契約証明書
CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL SECURITY
IN RESPECT OF LIABILITY FOR THE REMOVAL OF WRECKS
FOR SHIPS NOT CARRYING OIL IN BULK AS CARGO

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）附則第2条第1項の規定に従って発行する。

Issued in accordance with the provisions of Article 2 paragraph 1 of the supplementary provision of the Law for amendment of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975.

船名 Name of ship	船舶番号又は信号符字 (及び国際海事機関船舶識別番号) Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	船籍港 Port of registry	船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、改正後の船舶油濁等損害賠償保障法第50条の要件を満たす保障契約が締結されていることを証明する。

This is to certify that a contract of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article 50 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975, as amended, is concluded in respect of the above-named ship.

保障契約の種類
Type of Security
保障契約の期間
Duration of Security
保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所
Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)
氏名又は名称
Name
住所
Address

この証明書は、 から まで効力を有する。
This certificate is valid from until

年 月 日
(date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
Director-General of District
Transport Bureau
印

別記様式 7
(附則第 8 条関係)

別記様式7（附則第8条関係）

相当証書記載事項変更届出書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名 印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名 印

郵便番号

電話番号

下記の相当証書について、記載事項の変更があったので、船舶油濁損害賠償保法の一部
を改正する法律（令和元年法律第18号）附則第2条第1項の規定により届け出ます。

相当証書 の番号	相当証書 の交付年月日	相当証書 の有効期間	変更事項		変更があった日
			新	旧	

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請
を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。

附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式（第5条、第12条、第19条関係）<改正案>

保障契約証明書交付申請書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名

郵便番号

電話番号

印

印

下記の船舶について、保障契約証明書の交付を受けたいので、船舶油濁等損害賠償保障
第17条第2項
法第44条において準用する同法第17条第2項の規定により申請します。
第52条において準用する同法第17条第2項

① 船名 及び船 種	② 船舶 番号又 は信号 符字	③ 国際 海事機 関船舶 識別番 号	④ 船籍 港	⑤ 総ト ン数	⑥ 船舶所有者の 氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあってはその 代表者の氏名	⑦ 保 障 契 約 の 種 類	⑧ 保 障 契 約 の 期 間	⑨ 保障契 約により 填補・担 保される 額	⑩ 保険者等の氏 名又は名称及び 住所並びに法人 にあってはその 代表者の氏名	⑪備考

手 数 料 納 付 欄

収 入 印 紙

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列3番又は A 列4番とすること。

2 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。

3 不要な文字は、抹消すること。

4 船種については、タンカー、貨物船、バージ等の別を明らかにすること。

5 国際海事機関船舶識別番号については、当該番号が割り当てられている船舶につ
いて記載する。

6 保障契約の種類の欄には、船主責任相互保険等具体的に記載すること。

7 一の船舶について二以上の保障契約が締結されている場合は、⑦から⑪までの欄
については保障契約ごとに記載すること。

8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請
を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。

第2号様式（第6条、第13条、第20条関係）＜改正案＞

保障契約証明書再交付申請書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

下記の船舶について、保障契約証明書の再交付を受けたいので、船舶油濁等損害賠償保

第17条第4項
障法第44条において準用する同法第17条第4項の規定により申請します。
第52条において準用する同法第17条第4項

1 船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

2 保障契約証明書の再交付を受けようとする船舶及びその保障契約証明書の内容

船名及び船種		保障契約証明書 の 番 号	
船舶番号又は 信 号 符 字		保障契約証明書 の 交 付 年 月 日	
国際海事機関 船舶識別番号		保障契約証明書 の 有 効 期 間	
船 籍 港			

3 保障契約証明書の再交付を受けようとする理由

手 数 料 納 付 欄

収 入 印 紙

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。

3 船舶所有者が申請者と同一の者である場合は、1の欄の記載は要しない。

4 国際海事機関船舶識別番号については、当該番号が割り当てられている船舶について記載する。

5 3の欄には、保障契約証明書が滅失し、損傷し、又は識別が困難となった年月日、場所及び状況を記載するものとし、場所及び状況についてはできる限り詳細に記載すること。

6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。

第3号様式（第8条関係）

第3号様式（第8条関係）

番号第 号
(Certificate Number)

油による汚染損害についての民事責任に
関する保険その他の金銭上の保証の証明書
CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL
SECURITY IN RESPECT OF CIVIL LIABILITY FOR
OIL POLLUTION DAMAGE

1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条及び船舶油濁等損害賠償保障法第17条第1項又は第18条第2項の規定に従って発行する。

Issued in accordance with the provisions of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1992, and Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975.

船名 Name of ship	船舶番号又は信号符字 (及び国際海事機関船舶識別番号) Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	船籍港 Port of registry	所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条の要件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。

This is to certify that there is in force in respect of the above-named ship a policy of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1992.

保証の種類
Type of Security

保証の期間
Duration of Security

保険者及び(又は)保証提供者の氏名又は名称及び住所
Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)

氏名又は名称
Name

住所
Address

この証明書は、 から まで効力を有する。

This certificate is valid from until

日本国政府(国土交通省)が、 において 年 月 日に発行した。

Issued by the Government of Japan, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism,

At , On

地方運輸局長
運輸監理部長
Director-General of District
Transport Bureau
発行担当者の署名及び官職
Signature and Title of issuing
or certifying official

- 注
- 1 国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発行が行われる国の権限のある当局の名称をも記載することができる。
 - 2 保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。
 - 3 保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。
 - 4 「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。

- Explanatory Notes:
1. If desired, the designation of the State may include a reference to the competent public authority of the country where the certificate is issued.
 2. If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be indicated.
 3. If security is furnished in several forms, these should be enumerated.
 4. The entry "Duration of Security" must stipulate the date on which such security takes effect.

第4号様式（第10条、第17条、第24条関係）＜改正案＞

保障契約証明書記載事項変更届出書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長

殿

申請者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

代理人の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者の氏名

印

郵便番号

電話番号

下記の保障契約証明書について、記載事項の変更があったので、船舶油濁等損害賠償保

第18条第1項
障法第44条において準用する同法第18条第1項の規定により届け出ます。
第52条において準用する同法第18条第1項

保障契約証 明書の番号	保障契約証明書 の交付年月日	保障契約証明 書の有効期間	変更事項		変更があった日
			新	旧	

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。
- 3 不要な文字は、抹消すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。

第5号様式（第11条関係） <改正案>

特定油受取量報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

郵便番号

電話番号

担当者の職名及び氏名

船舶油濁等損害賠償保障法第28条第1項又は第2項の規定により、次のとおり報告します。

受 取 の 事 由	年中の受取量	備 考
輸 入	トン	
そ の 他	トン	
合 計	トン	

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 法第28条第2項の規定により報告する場合は、油受取人ごとに別葉に作成し、備考欄に油受取人についての次の事項を記載すること。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 郵便番号
 - (3) 電話番号
 - (4) 担当者の職名及び氏名
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第6号様式（第15条関係）

第6号様式（第15条関係）

番号第 号
(Certificate Number)燃料油による汚染損害についての民事責任に関する
保険その他の金銭上の保証の証明書
CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL
SECURITY IN RESPECT OF CIVIL LIABILITY FOR
BUNKER OIL POLLUTION DAMAGE

2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条及び船舶油濁等損害賠償保障法第4条において準用する同法第17条第1項又は第18条第2項の規定に従って発給する。

Issued in accordance with the provisions of Article 7 of the International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001, and Article 44 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975, under which Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of the law is applied correspondingly.

船名 Name of ship	船舶番号又は信号符字 (及び国際海事機関船舶識別番号) Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	船籍港 Port of registry	所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条の要件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。

This is to certify that there is in force in respect of the above-named ship a policy of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article 7 of the International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001.

保証の種類

Type of Security

保証の期間

Duration of Security

保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所

Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)

氏名又は名称

Name

住所

Address

この証明書は、 から まで効力を有する。

This certificate is valid from until

日本国政府（国土交通省）が、 において 年 月 日に発給した。

Issued by the Government of Japan, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism,

At , On

地方運輸局長

運輸監理部長

印

Director-General of District

Transport Bureau

発給担当者の署名及び官職

Signature and Title of issuing

or certifying official

注

- 1 国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発給が行われる国の権限のある当局の名称をも記載することができる。
- 2 保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。
- 3 保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。
- 4 「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。
- 5 保険者又は保証提供者の「住所」の欄には、当該保険者又は保証提供者の主たる営業所の所在地を明示しなければならない。適当と認める場合には、保険契約その他の保証契約が行われた営業所の所在地を明示する。

Explanatory Notes:

1. If desired, the designation of the State may include a reference to the competent public authority of the country where the certificate is issued.
2. If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be indicated.
3. If security is furnished in several forms, these should be enumerated.
4. The entry "Duration of Security" must stipulate the date on which such security takes effect.
5. The entry "Address of the insurer(s) and/or guarantor(s)" must indicate the principal place of business of the insurer(s) and/or guarantor(s). If appropriate, the place of business where the insurance or other security is established shall be indicated.

第 7 号様式（第 1 5 条関係）

第7号様式（第15条関係）

番号第 号
(Certificate Number)

一般船舶等保障契約証明書
CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL SECURITY
IN RESPECT OF CIVIL LIABILITY FOR BUNKER OIL POLLUTION DAMAGE
FOR SHIPS NOT CARRYING OIL IN BULK AS CARGO

船舶油濁等損害賠償保障法第44条において準用する同法第17条第1項又は第18条第2項の規定に従って発行する。
Issued in accordance with the provisions of Article 44 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975, under which Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of the law is applied correspondingly.

船 名 Name of ship	船舶番号又は信号符字 (及び国際海事機関船舶識別番号) Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	船籍港 Port of registry	船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、船舶油濁等損害賠償保障法第42条の要件を満たす保障契約が締結されていることを証明する。
This is to certify that a contract of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article 42 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975, is concluded in respect of the above-named ship.

保障契約の種類
Type of Security
保障契約の期間
Duration of Security
保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所
Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)
氏名又は名称
Name
住所
Address

この証明書は、 から まで効力を有する。
This certificate is valid from until

年 月 日
(date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
Director-General of District
Transport Bureau

印

第8号様式（第22条関係）

第8号様式（第22条関係）

番号第 号
(Certificate Number)

難破物の除去についての責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書

CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL SECURITY
IN RESPECT OF LIABILITY FOR THE REMOVAL OF WRECKS

2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約第12条及び船舶油濁等損害賠償保障法第52条において準用する同法第17条第1項又は第18条第2項の規定に従って発給する。

Issued in accordance with the provisions of Article 12 of the Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks, 2007, and Article 52 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975, under which Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of the law is applied correspondingly.

船名 Name of ship	総トン数 Gross Tonnage	船舶番号又は信号符字 (及び国際海事機関船舶識別番号) Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	船籍港 Port of registry	所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約第12条の要件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。

This is to certify that there is in force in respect of the above-named ship a policy of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article 12 of the Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks, 2007.

保証の種類

Type of Security

保証の期間

Duration of Security

保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所

Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)

氏名又は名称

Name

住所

Address

この証明書は、 から まで効力を有する。

This certificate is valid from until

日本国政府（国土交通省）が、 において 年 月 日に発給した。

Issued by the Government of Japan, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism,

At , On

地方運輸局長
運輸監理部長
Director-General of District
Transport Bureau
発給担当者の署名及び官職
Signature and Title of issuing
or certifying official

印

注

- 1 国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発給が行われる国の権限のある当局の名称をも記載することができる。
- 2 保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。
- 3 保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。
- 4 「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。
- 5 保険者又は保証提供者の「住所」の欄には、当該保険者又は保証提供者の主たる営業所の所在地を明示しなければならない。適当と認める場合には、保険契約その他の保証契約が行われた営業所の所在地を明示する。

Explanatory Notes:

1. If desired, the designation of the State may include a reference to the competent public authority of the country where the certificate is issued.
2. If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be indicated.
3. If security is furnished in several forms, these should be enumerated.
4. The entry "Duration of Security" must stipulate the date on which such security takes effect.
5. The entry "Address" of the insurer(s) and/or guarantor(s) must indicate the principal place of business of the insurer(s) and/or guarantor(s). If appropriate, the place of business where the insurance or other security is established shall be indicated.

第9号様式（第22条関係）

第9号様式（第22条関係）

番号第 号
(Certificate Number)

難破物保障契約証明書
CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL SECURITY
IN RESPECT OF LIABILITY FOR THE REMOVAL OF WRECKS
FOR SHIPS NOT CARRYING OIL IN BULK AS CARGO

船舶油濁等損害賠償保障法第52条において準用する同法第17条第1項又は第18条第2項の規定に従って発行する。
Issued in accordance with the provisions of Article 52 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975, under which Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of the law is applied correspondingly.

船名 Name of ship	船舶番号又は信号符字 (及び国際海事機関船舶識別番号) Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	船籍港 Port of registry	船舶所有者の氏名 又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、船舶油濁等損害賠償保障法第50条の要件を満たす保障契約が締結されていることを証明する。
This is to certify that a contract of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article 50 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975, is concluded in respect of the above-named ship.

保障契約の種類
Type of Security
保障契約の期間
Duration of Security
保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所
Name and Address of the Insurer(s) and / or Guarantor(s)
氏名又は名称
Name
住所
Address

この証明書は、 から まで効力を有する。
This certificate is valid from until

年 月 日
(date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
Director-General of District
Transport Bureau

印

第 10 号 様 式 （ 第 29 条 関 係 ）	
第 6 センチメートル (紙)	第 6 センチメートル (英 文)
No.	
Certificate for boarding inspection	
Name of official: _____	
Official title: _____	
Date of birth: _____	
This is to certify that the above-named person is an official of the Japanese Government authorized to carry out boarding inspection under the provision of Article 59 paragraph 1 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage.	
Issued on _____	
Effective until _____	
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Director General of the District Transport Bureau)	
第 号	
立 入 検 査 証	
氏 官 職	
生 年 月 日	
船 舶 油 濁 等 損 害 賠 償 保 障 法 第 五 十 九 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 立 入 検 査 を する 職 員 で あ る こ と を 証 明 す る 。	
写 真	
国 土 交 通 大 臣	
運 輸 監 理 部 長	
地 方 運 輸 局 長	
年 月 日 発 行	
年 月 日 限 り 有 効	
印	

Extracts from the Law on Liability for Oil Pollution Damage Article 59 The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism may, to the extent necessary to implement this Law, demand from the captain of the specified ship within Japanese ports or mooring in respect of the contract of insurance of other financial security, or allow an official of his/her Ministry to inspect on board the certificate of insurance or other financial security, or any of the certificates prescribed in Article 17 paragraph 1, Article 20 paragraph 2, Article 45, or Article 53, or allow the official to make inquiry to parties concerned. 2 The official authorized under the provision of paragraph 1 to inspect on board the certificate shall carry with him/her a certificate attesting his/her status, and present the certificate to the parties concerned. 3 The authorisation of the boarding inspection prescribed in the provision of paragraph 1 shall not be interpreted as the authorisation of criminal investigation. Article 68 Any person who has fallen under any of the following items shall be liable to a fine of not more than three hundred thousand yen: (9) Any person who has not complied with, has interfered with, or evaded the inspection prescribed in the Article 59 paragraph 1; or any person who has not responded, or has responded falsely to the inquiry prescribed in article 42 paragraph 1.	6センチメートル (英文表紙の裏)
第五十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、本邦内の港又は係留施設にある特定船舶の船長に対し、当該特定船舶に係る保障契約に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定船舶に立ち入り、第十七条第一項若しくは第二十条第二項、第四十五条各項若しくは第五十三条各項に規定する書面その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問をさせることができる。 3 第一項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 4 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 九 第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	6センチメートル (表紙の裏)
船舶油濁等損害賠償保障法抜粋	9センチメートル